

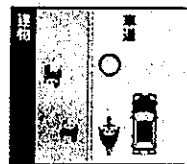
自転車のルールとマナー【自転車安全利用五則】

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外（自転車は軽車両）

歩道と車道の区別のある所は、車道通行が原則。歩道はあくまでも例外です。

歩道の無い道路を白の実線などで区切った「路側帯」でも、必ず道路の左側に設けられた路側帯を走るよう義務付けられました。

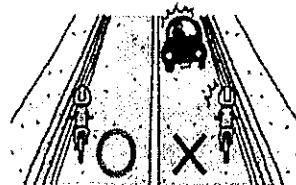
自転車は、車道を通行しなければいけません



2. 車道は左側を通行

車道外側線に関わらず、自転車は車道の左側を通行します。

車道で右側通行すると、左側通行を守っている自転車と正面衝突する危険があります。車道では左側通行を必ず守りましょう。



歩道通行可標識

3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

<歩道は走るのではなく、通らせてもらう気持ちを忘れない！>

歩道では、歩行者に危険がないように、徐行するのが原則です。

* 自転車が歩道を通れるのはどんな場合？

●歩道通行可の標識がある場合

●車道や交通の状況でやむを得ない場合（道路工事、交通量が多く危険等）

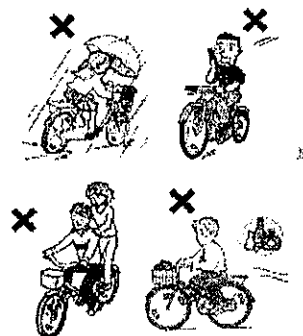
●13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方

4. 安全ルールを守る（違反者には罰則が科せられます）

●飲酒運転をしない ●無灯火では走らない ●二人乗りはしない

●携帯電話・ヘッドホン等を使用しない ●片手運転はしない

●横に並んで走らない ●信号・一時停止を無視しない ●危険運転をしない（安全運転義務違反）



5. 子どもはヘルメットを着用

13歳未満の児童・幼児が自転車に乗る時は、保護者がヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

《平成27年6月1日改正道路交通法により自転車の交通ルール違反を厳罰化》

- 自転車の信号無視、一時不停止、安全運転義務違反（下記14項目）などの危険行為を3年以内に2回摘発されると「自転車運転車講習」（受講時間3時間・手数料5,700円）の受講命令が下されます。命令を無視して場合は「5万円以下の罰金」に科せられます。

※ 満14歳以上は全ての人が対象

「違反行為とされる14項目」

1. 信号無視
2. 通行禁止道路の通行
3. 歩行者用道路での歩行者妨害
4. 歩道通行や車道通行の右側通行
5. 路側帯での歩行者の通行妨害
6. 遮断機の下りた踏切への侵入・立入り
7. 右左折・直進車への通行妨害
8. 交差点での優先車妨害
9. 環状交差点の安全進行義務違反
10. 指定場所一時不停止
11. 歩道での歩行者妨害
12. ブレーキ不良等、整備不良自転車の運転
13. 酒酔い運転
14. 安全運転義務違反（携帯電話、片手運転、二人乗りなど）

自転車も事故を起こせば責任を問われます！

《自転車での加害者事故例》

- ・朝、男子高校生が自転車で交差点に無理に進出し、右方からの自転車（60歳女性）と衝突、女性は左頭部を地面に強打し、9日後に死亡した。《賠償金 約3,000万円》
- ・女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、女性と衝突、重大な障がいが残った。《賠償金 約5,000万円》
- ・夕方、ライトを点灯して坂を下っていた自転車が散歩していた歩行者と正面衝突した。転倒し、頭を強打した歩行者は、5年以上過ぎた今も意識が戻らず寝たきり状態が続いている。《賠償金 約9,500万円》